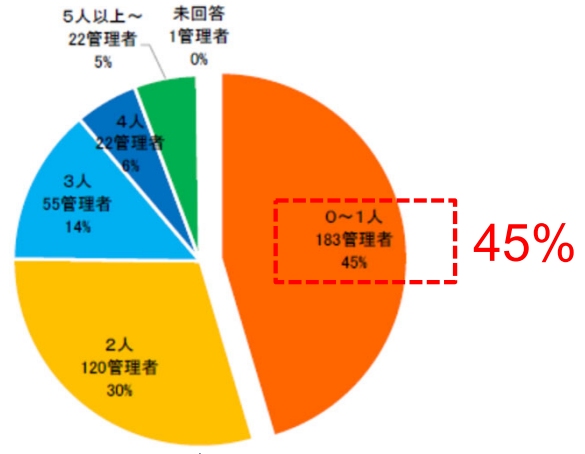


技術職員が不足する市町村への支援

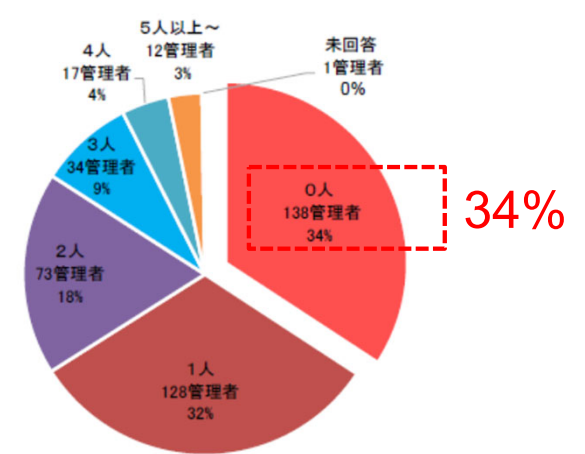
- 市町村では、漁港・漁場整備、維持管理業務を1名の職員(管理職を除く)で担当する市町村が全体の半数近く存在している。
- また、当該業務を事務系職員のみ(管理職を除く)で担当する市町村が全体の3割程度存在している。

【今回(令和3年1月)水産庁アンケート調査・集計結果】

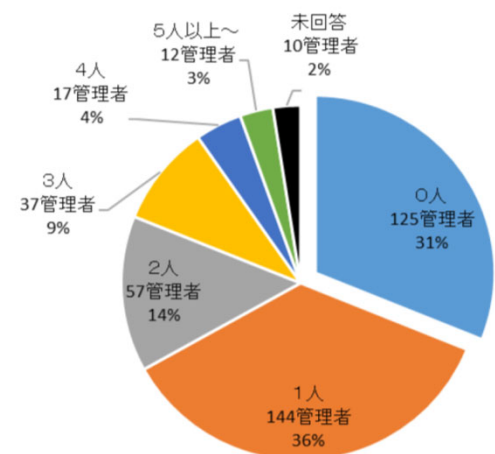
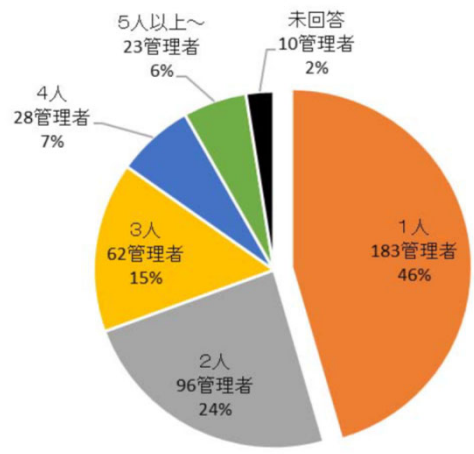
市町村(全403漁港管理者)における漁港漁場の担当職員数(管理職を除く。)



市町村(全403漁港管理者)における漁港漁場の担当技術系職員数(管理職を除く。)



【参考:前回(平成31年1月)水産庁アンケート調査・集計結果】



公共工事の品質確保の促進に関する法律（抜粋）

（発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等）

第21条

発注者は、その発注に係る公共工事等が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を整えた者を選定するものとする。

4 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注関係事務に関し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用の促進、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

技術職員が不足する市町村への支援

水産関係公共工事等発注者支援機関認定制度の概要

(概要)

- 品確法第21条第4項に基づき、今般、発注関係事務を適切に実施することが困難な市町村に対する支援及び水産関係公共工事等の発注関係事務を適切に執行できる者の活用を目的として、「水産関係公共工事等発注者支援機関」を認定する制度を創設し、本認定を希望する機関の募集を実施
- 令和2年度は水産関係公共工事等発注者支援機関として4者を認定

【支援策の具体的な内容】

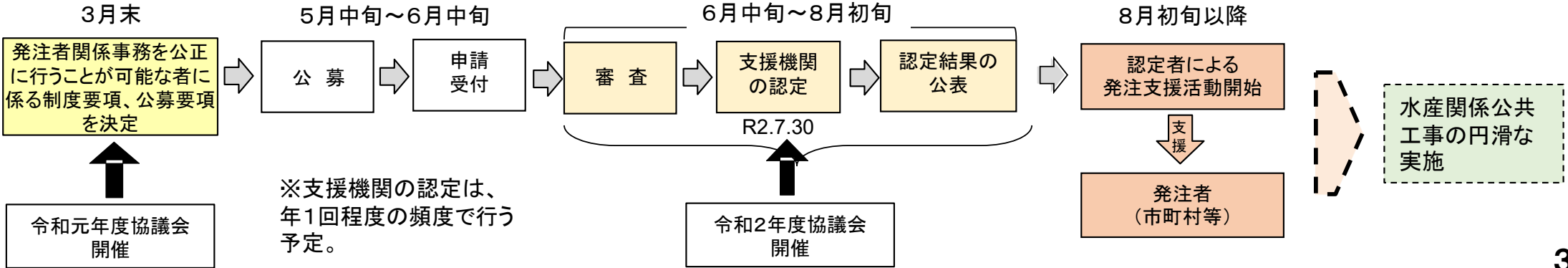
業務区分	業務内容
①設計・積算補助	・設計図書(仕様書、図面等)の作成補助 ・積算書(積算、積算参考資料)の作成補助
②技術審査補助	・入札に関する技術的(総合評価方式等)資料及び参考資料等の作成補助 ・技術的資料の審査業務補助
③監督補助	・工事の監督補助 ・施工段階確認補助 ・施工状況及び体制の評価補助
④検査補助	・中間及び完成時の検査補助 ・施工者及び担当技術者の評価補助

【認定機関】

○令和2年7月30日付認定:4者

- 株式会社 センク21
- 株式会社 アルファ水エコンサルタンツ
- 一般財団法人 漁港漁場漁村総合研究所
- 一般社団法人 水産土木建設技術センター

【支援機関の認定の流れ(令和2年度の場合)】



技術職員が不足する市町村への支援

水産関係公共工事等発注者支援機関の認定及び活用の促進

○支援機関の認定について

水産庁プレス資料(令和2年8月7日付)

令和2年8月7日
水産庁

プレスリリース

「水産関係公共工事等発注者支援機関」が認定されました

水産関係公共工事等発注者支援機関について公募を行った結果、この度、下記の機関が認定されましたのでお知らせします。

1. 概要

「水産関係公共工事等発注者支援機関認定協議会」では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条第4項の定めに基づき、水産関係公共工事等の発注者を支援するため、発注関係事務を適切に実施することができる者を「水産関係公共工事等発注者支援機関」（以下「支援機関」という。）として、評価・認定を行っています。

支援機関の公募を令和2年5月15日（金曜日）から令和2年6月15日（月曜日）に行い、申請のあった機関について、令和2年7月30日の支援機関認定協議会において評価が行われた結果、この度、4者が支援機関として認定されました。

本支援機関が、技術者の不足する市町村等が行う発注関係事務の適正かつ円滑な執行に寄与することを期待します。

なお、当該認定は年1回の頻度で行う予定であり、次回の募集は令和3年度上半期を予定しています。

2. 認定機関一覧

- 株式会社 センク21
- 株式会社 アルファ水工コンサルタンツ
- 一般財団法人 漁港漁場漁村総合研究所
- 一般社団法人 水産土木建設技術センター

3. 有効期間

認定の有効期間は、認定の翌日より5年後の年度末（2026年3月31日）までです。なお、再申請については、有効期限以前に認定の手続きを行うものとします。

（参考資料）公共工事の品質確保の促進に関する法律第二十一条4項（抜粋）

【お問合せ先】
漁港漁場整備部整備課施工管理班

○支援機関の活用について

水産庁漁港漁場整備部長等からの通知

2水港第1388号
令和2年8月21日

関係都道府県
漁港・漁場・漁村・海岸・災害関係事業担当主務部長 殿

水産庁漁港漁場整備部長

水産関係公共工事等発注者支援機関の活用について

事務連絡
令和2年8月21日

災害関係事業担当主務課長 殿

水産庁漁港漁場整備部整備課
課長補佐（施工積算班）

関係公共工事等発注者支援機関の活用について

技術系担当職員が不足している市町村等に対する技術的な品質確保の促進に関する法律」第21条第4項に基づき、水産関係公共工事等発注者支援機関認定制度を導入したところであり、令和2年3月31日において、学識経験者、水産庁、関係都道府県により構成された水産関係公共工事等発注者支援機関認定協議会（以下、協議会という。）を設置し、令和2年7月30日に、協議会にて水産関係公共工事等発注者支援機関（以下、支援機関という。）を認定した。このことについては、令和2年8月21日付「水産関係公共工事等発注者支援機関の活用について」（2水港第1388号：水産庁漁港漁場整備部長）にて通知したところである。

この度、認定された支援機関は、水産関係公共工事等に関する発注関係事務について、全国的に豊富な受注実績を有しているとともに、公平、中立な立場で発注者を支援することが可能と判断された機関であることから、支援機関を発注条件に付する等、積極的に本支援制度をご活用願いたい。

本件について、貴職に通知するとともに、支援機関の活用について、貴管下の関係市町村に対して、この旨通知願いたい。

水産庁においては、今般、技術系担当職員が不足している市町村等に対して、円滑に漁港漁場整備事業等が実施できるよう、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条第4項に基づき、水産関係公共工事等発注者支援機関認定制度を導入したところである。

この度、学識経験者、水産庁、関係都道府県等により構成された水産関係公共工事等発注者支援機関認定協議会（以下、協議会という。）において、令和2年7月30日に、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者として、別紙に掲げるものを、水産関係公共工事等発注者支援機関（以下、支援機関という。）と認定したので、貴職に通知する。

また、同制度の趣旨を踏まえ、市町村が行う発注関係事務の適正かつ円滑な執行が図られるよう、貴管下の関係市町村に対して、この旨通知願いたい。

技術職員が不足する市町村への支援

○水産関係公共工事等発注者支援機関要件について

業務内容

◆発注者(国又は都道府県、市町村等の補助事業者)が支援機関に委託することができる発注関係事務は、下表のとおり区分している。

業務区分	業務内容
①設計・積算補助	・設計図書(仕様書、図面等)の作成補助 ・積算書(積算、積算参考資料)の作成補助
②技術審査補助	・入札に関する技術的(総合評価方式等)資料及び参考資料等の作成補助 ・技術的資料の審査業務補助
③監督補助	・工事の監督補助 ・施工段階確認補助 ・施工状況及び体制の評価補助
④検査補助	・中間及び完成時の検査補助 ・施工者及び担当技術者の評価補助

支援技術者の要件

◆次の要件をすべて備えている必要があります。

- (1) 資格及び認定の要件
 - 以下の(イ)、(ロ)、(ハ)のいずれかの要件及び(ニ)の要件を満たしていること。
 - (イ) 技術士(水産部門-水産土木)を有していること。
 - (ロ) RCCM(水産土木部門)を有していること。
 - (ハ) 公共工事品質確保技術者又は1級土木施工管理技士のいずれかの資格を有し、かつ、水産工学技士(水産土木部門)を有していること。
- (ニ) 水産関係公共工事等の発注者支援の立場として5年以上の技術的実務経験を有していること。
- (2) 技術研鑽の要件
 - 水産関係公共工事等に関する学会、継続教育機構等に加入し、技術の研鑽に努めていること。

支援機関の要件

- ◆水産関係公共工事等発注者支援機関は、以下の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)の要件を全て備えたものとする。
 - (イ) 公平性、中立性が担保されること。
 - (ロ) 法令の遵守及び高度な守秘義務が担保されること。
 - (ハ) 水産関係公共工事等の特性及び関係する法令・基準・事業制度等に精通していること。
 - (ニ) 発注関係事務の遂行に必要な3. に規定する支援技術者(支援機関に所属する技術者)が常時確保されていること。
 - (ホ) 水産関係公共工事等に関する発注関係事務について、全国的に豊富な受注実績を有していること。

【全国的に豊富な受注実績を有することの審査基準】
 ○以下の①～③のいずれかの要件及び④の要件に合致した場合、全国的な実績と判断

- ◆「全国的に」を満たす受注実績の要件(ブロック構成は※1を参照)
 - ① **15都道府県以上**の受注実績
 - ② **10都道府県以上かつ2ブロック以上**の受注実績
 - ③ **5都道府県以上かつ3ブロック以上**の受注実績
- ◆「豊富な」を満たす受注実績の要件
 - ④ **1者あたり15件以上**の受注実績を有していること。

※「水産関係公共工事等発注者支援機関認定に係る募集要項」より抜粋